

ネットワーク CloudHealth by VMware マネージドサービス契約約款

本約款はネットワーク(以下「NW」)が、CloudHealth by VMware マネージドサービス契約者(以下「契約者」という)とNWとの、CloudHealth by VMware マネージドサービス(以下「サービス」という)に関する契約(以下「本契約」という)の内容を定めるものです。サービスは、別紙のネットワーク Cloud Health by VMware マネージドサービス仕様書に基づき提供されます。

本契約に基づくサービスを受けることを希望する場合は、別紙のNW指定の申請書に必要な事項をご記入のうえ、NW へご送付ください。申請書の受領をもって、サービスの提供に必要な設計や設定作業を実施することができるものとします。また、NWがサービス契約を受け入れる文書をサービス問合せ担当者(以下「問合せ担当者」という)へ送付することによりサービスが開始されます。

第1条(サービス料金と支払)

サービス料金は、別途提示する料金表に定めるものとします。サービスの誤使用や不正使用等の意図しない利用があった場合も、ご利用結果に応じた料金をお支払い頂くものとします。またサービス料金表は、NW による事前の告知を以って変更できるものとします。

サービス料金は月次でNWで集計し、翌々月15日以降を目途に請求します。契約者とNW 間で別途売買契約が締結されている場合は、その売買契約に基づいて支払いが行われるものとします。契約者とNW 間で売買契約が締結されていない場合、原則としてNW からの支払請求書に基づきNW の指定する銀行口座に現金を振込むこととします。なお、支払い済みのサービス料金は、いかなる場合でも返却されないものとします。

第2条(有効期間と更新、解約)

1. 特別な場合を除き、サービス有効期間は、NWがサービス契約を受け入れる文書に記載しているご契約期間となります。この特別な場合とは、NW の組織が変更となりNW によるサービス提供が困難となった場合、サービス対象製品のメーカーがサポートを行わなくなった場合、またはNW の取り扱い製品でなくなった場合を含みます。
2. サービスを更新しない場合は、サービス期間終了日より3カ月前までに電子メールでNWへご連絡いただくものとします。解約を通知いただき、NWが通知受領を確認することで解約が可能となります。解約の申出がないときは自動更新となり本約款と同一条件で1年間継続し、その後も同様とします。
3. 本契約の期間中に契約者またはNW の都合により、本契約を解約する場合には、相手方に対して90日前までに電子メールによる申し入れを行い、解約条件については双方協議するものとします。

第3条(再委託)

NWは本契約に基づくサービスを、NWの指定する第三者へ委託できるものとします。但し、その場合においても、NWは本契約でNWに課せられた責を免れるものではないものとします。

第4条(秘密保持)

契約者およびNW のいずれにおいても、本契約の有効期間中であるか否かを問わず、本契約の履行過程で相手方から知得した全ての情報のうち、秘密として得た情報及び個人情報を第三者に漏洩しないものとします。但し、NW がサービスを前条に定める第三者へ委託する場合を含み、本契約に基づくサービスを実施するにあたり、契約者から秘密として得た情報及び個人情報のうち、合理的な範囲について当該第三者または製品開発メーカーへ提供することがあります。NWにおける個人情報の扱いはhttp://www.networkworld.co.jp/privacy_policy/に記載された内容に準じるものとします。

第5条(特定個人情報の取扱い)

1. 特定個人情報とは、個人情報(「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報をいう)や特定個人情報(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号」や「特定個人情報」をいう)をいいます。
2. サービスは、特定個人情報を含む電子データの中身の取扱いは行わないため、特定個人情報関係事務や特定個人情報利用事務の委託には該当しません。
3. サービスの履行のために問合せ担当者がNW に提供した情報に特定個人情報が含まれている場合であっても、NW はその電子データの中身を取扱うことはありません。

第6条(責任の制限)

1. サービスは、NW の社員または NW が選任した代行者(以下「サービス要員」という)により行なわれるものとします。
2. サービス要員の助言に基づいての作業は、問合せ担当者の責任において全て実施するものとします。
3. NW はいかなる場合においても本契約にしたがったサービスの提供に関して、間接的損害、付随的損害、結果的損害、経済的損害、逸失利益、売上げの喪失、データの消失について、そのような損害が生じる可能性について知っていたか或いは知り得たかに拘わらず、一切の責任を負わないものとします。
4. 明らかなる NWの責に帰すべき事由により契約者に損害が発生した場合、その賠償額は本契約に基づいて契約者がNWに支払った当該サービス料金を上限とします。
5. 天災、火災、騒乱、その他不可抗力によりサービスを提供できない場合があることを契約者は承諾するものとします。

第7条(権利譲渡の禁止)

契約者は、本契約上の地位、権利及び義務をいかなる理由があろうとも譲渡、貸与、販売することはできません。ただし、NW は、本契約上の地位、権利及び義務を 契約者の承諾を得ることなく、第三者に譲渡することができるものとします。

第8条(その他)

1. 本契約にて提供されるサービスに関して、NW と 契約者 の間に係争が生じた場合は、お互いに信義誠実の原則に従って解決するものとします。
2. 前項において、訴訟による解決が必要な場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。
3. 本契約は、日本法に準拠し解釈されるものとします。
4. 契約者 は、本約款を保管し、遵守するものとします。

2020年6月25日
株式会社ネットワーク

(以下余白)